

令和 8 年度静岡県地球温暖化対策実行計画策定支援等業務委託
公募型企画提案募集要項

1 趣旨

令和 4 年 3 月に策定した「静岡県地球温暖化対策実行計画（以下「実行計画」という。）」について、県内の状況や国が令和 7 年 2 月に策定した地球温暖化対策計画、環境省作成のマニュアル等を踏まえて見直し、本県の地域特性や温室効果ガス排出特性を考慮した本県独自の実行計画を策定する。

この策定に当たり、個別施策の温室効果ガス排出量・吸収量の推計や温室効果ガス排出量の算定・分析等に関する業務について、十分な専門的知見を有する者へ業務を委託するため、公募型企画提案を実施する。

2 業務の概要

(1) 業務内容

ア 委託業務名

令和 8 年度静岡県地球温暖化対策実行計画策定支援等業務委託

イ 内容

別添「令和 8 年度静岡県地球温暖化対策実行計画策定支援等業務委託仕様書」のとおり

(2) 履行期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 19 日（金）までを予定

(3) 委託料上限額

6,500,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 担当部局及び連絡先

静岡県くらし・環境部環境局環境政策課地球環境班

住所 〒420-8601 静岡市葵区追手町 9-6

T E L 054-221-2208

電子メール kankyuu_seisaku@pref.shizuoka.lg.jp

4 応募資格

次の掲げる条件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 静岡県が発注する一般業務の委託に係る入札参加資格において「調査」の営業種目について競争入札参加資格を有する者であること。
- (3) 参加表明書（企画提案書）の提出期限の日から契約の時までの期間に、静岡県の物品調達等及び一般業務委託に係る入札参加停止基準による入札参加停止を受けている日が含まれないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の

- 者をいう。)が暴力団員等である者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
- オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者
- (6) 国、都道府県又は政令市が発注した温室効果ガス排出量算定・分析調査等業務及び地球温暖化対策実行計画策定支援業務を本社又は営業所等が受託した実績を有する者であること。
- (7) 静岡県内に本社又は営業所等の事業拠点を有する者であること。

5 応募方法

本企画提案方式に参加を希望する者は、次により参加表明書、企画提案書を提出すること。

(1) 提出期間

令和8年5月7日(木)から令和8年5月22日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時までの間

(2) 提出方法

3に示す窓口にて持参又は郵送の方法にて提出すること。

※ 郵送の場合は提出期間内に必着のこと。

(3) 提出内容

- | | |
|---------------|---------------|
| ア 参加表明書(様式1号) | 1部 |
| イ 企画提案書(様式2号) | 5部(正本1部、副本4部) |

6 企画提案書の作成方法

「4予算額」は税込みとし、任意様式で金額の内訳を添付すること。積算の際の参考及び企画提案書を特定するための評価項目として用いる。

その他、様式に記載した留意事項を参照の上作成すること。

7 本募集要項等への質問の受付及び回答

(1) 質問は、文書(書式自由)により行うものとし、持参、郵送、電子メール(電子メールの場合は着信を確認すること。)のいずれの方法でも可

ア 受付期間

令和8年5月7日(木)から令和8年5月14日(木)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時までの間

イ 提出先

3に示す窓口

ウ その他

文書には、担当窓口の部署、担当者名、電話、電子メールアドレス等を併記すること。

(2) 質問に対する回答書は、質問書を受理した日から2日以内(土曜日及び日曜日を除く。)に質問者に対して電子メールにより行うほか、下記により閲覧に供する。

ア 閲覧期間

回答した日から令和8年5月22日(金)まで(土曜及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時までの間

イ 閲覧場所

3に示す窓口で閲覧に供するほか、静岡県環境政策課ホームページに掲載する。

8 審査の実施

企画提案書の内容等について、次のとおりヒアリングを実施し、企画提案書の評価を行う。

(1) 書面審査（応募多数の場合）

ア 実施方法等

6者以上から企画提案書が提出された場合、書面審査を行い、プレゼンテーション参加者を5者以内に選定する。

選定された者にはその旨及びプレゼンテーションの実施について、選定されなかった者にはその旨について、電子メールにより令和8年5月28日（木）までに通知するとともに書面を送付する。

イ 非選定に関する事項

①選定されなかった者は、非選定通知の日の翌日から7日以内（土曜及び日曜を除く。）に書面（書式自由）により、担当部局に対して非選定理由について説明を求めることができる。

②担当部局は、説明を求めた者に対し、書面により回答する。

(2) プレゼンテーション

企画提案の内容について、企画提案書を提出した者（6者以上の場合は（1）により選定された者）によりプレゼンテーション及び審査委員によるヒアリングを行う。

WEB形式（zoomを予定）での開催を予定しているが、実施日時を含め、詳細は別途通知する。

ア 実施日

令和8年6月2日（火）

イ ヒアリング事項

企画提案書の内容について

9 評価項目

区分	評価の視点
業務実績	地球温暖化対策に関する計画策定等について十分な実績を有しているか
実施体制	業務を適正かつ確実に実施するための体制が整い、能力を有した人材を確保しているか
提案内容	提案内容が的確で効果が見込めるか
説明内容	説明や資料がわかりやすくまとめられているか
経費適正	予算の積算内訳が適切か

10 選定結果

選定結果は、すべての企画提案者に書面で通知する。

11 その他

(1) 手続に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本標準時及び計量法によるものとし、文字サイズは原則11ポイント以上とする。

(2) 企画提案は、1者につき1案とする。

(3) 企画提案書の作成及び提出、ヒアリングに要する経費は、すべて参加者の負担とする。

(4) 提出された書類は、選定作業のため必要最小限の範囲で複写することがある。

- (5) 提出された書類は、静岡県情報公開条例（平成12年10月27日条例第58号）に基づく情報公開の対象となる。